

- 山内よし子、新井進、松尾孝が行った一般質問と答弁の概要をご紹介します。

山内 よし子（日本共産党、京都市南区）2005年2月23日

地球温暖化防止へ実効ある取り組みが必要

【山内】

日本共産党の山内佳子です。最初に地球温暖化防止対策についてより実効ある取り組みを進める立場から数点質問いたします。2月16日の京都議定書発効記念シンポジウムで気候ネットワークの浅岡代表は「議定書には不思議な生命力がある。それは将来世代から私たちに託された命だ」とのべられました。温室効果ガスの微妙なバランスが私たちの命を太古の時代から今につないできたのです。世界中の人々が手をつないで地球の命、人類の命を守る壮大な取り組みに、大急ぎで取り組む必要があります。

さて本府では温室効果ガスの排出量の状況を95年に調査して以降、10年間把握しておられませんがこのことは大変重大な問題です。排出量の調査をこれからおこなうとのことですが、調査と結果の公表に当たっては、わかりやすいということ同時に、分析をしっかりと行い、府民が排出削減の議論に加われるようなものにしていただきたいと思います。

自動車交通量の思い切った削減を 京都市内高速道路の建設はストップを

また具体的な取り組みが遅れていることも問題です。

具体的な取り組みの重要な柱に自動車交通量の思い切った削減が必要です。本府の15年度の環境白書によると、「道路の整備にあわせて自動車交通量も年々増加傾向で、平均交通量が6年と11年を比較すると4、6%ふえている」「とくに京都市内と幹線道路が走る南部地域の交通量が多い」という現状把握がされています。城陽市では市民団体が13年間、年に2回二酸化窒素の濃度測定をおこなっていますが、昨年秋の調査では296箇所データのうち24箇所から国の基準を越す数値が検出されています。京都市内でも市民グループの調査で、4割で国の基準を越す数値が検出されていますし、京都市が市内16箇所でおこなっている常時監視測定でも国の基準を2箇所で上回り、全箇所でも市の環境基準を達成していません。二酸化窒素の濃度が国の基準を越す地点が増えているということは自動車の交通量が増え、環境に重大な影響を与えているということです。

そこで知事に伺います。

自動車は1キロメートル走ると100gから400g程度のCO₂を排出します。本府の温室効果ガスの排出状況は運輸部門で90年と95年を比べると全体のCO₂排出量の23・9%から25・2%と増えていますが、そのことから見ても公共交通の充実や産業界への働きかけなど自動車の交通量を削減する実効ある取り組みが必要だと思いますがいかがですか？

また1997年地球温暖化防止京都会議が開催されたときに、会員200万名を有するドイツの自然保護連盟から「京都市内高速道路を見直すことが、地球温暖化防止会議開催地の自治体として、歴史的な遺産を受託した京都の責務だ」という抗議文が知事と市長あてに寄せられました。

京都高速道路は京都市内に車を呼び込み、交通渋滞を悪化させ、ますます CO2 の排出量を増加させます。京都議定書の名前に恥じない、本格的な CO2 削減を実行するためにも京都高速道路の建設はやめるべきであり、こうした環境破壊の事業に本府として出資金を出すべきではありません。いかがですか？知事の答弁を求めます。

【知事】 地球温暖化対策についてだが、温室効果ガスの削減を進めるうえで自動車からの二酸化炭素の排出抑制は極めて重大な課題と考えている。京都高速道路については、現に国道 1 号などが混雑が生じ、渋滞のなかで自動車のガソリンがムダに燃焼され二酸化炭素を排出するという現実があるわけで、いかに生活を守る物流をスムーズにおこない、また山陰本線の複線化とか市営地下鉄にも京都府は支援を行っており、公共交通機関との連携を深め、総合的な交通体系を考える上で必要なものと考えている。京都高速が、ただちに二酸化炭素排出の源になることではないと考えている。

すべての事業所に CO2 削減計画策定の制度を 廃棄物発電はストップを

【山内】

つぎに温室効果ガスの削減計画の具体化について伺います。

新京都府総合計画の中ですべての日常活動・事業活動における地球環境の保全に向けた取り組み計画が示されています。そのなかで事業所に対して CO2 の削減計画を作成し、届け出る制度を検討するとあり、有効な制度だと思いますが、現在の検討状況はいかがですか？ お答えください。

また同じ新京都府総合計画の中に、廃棄物発電と廃棄物の RDF 化事業の促進がもりこまれています。

真の循環型社会の形成は廃棄物をできるだけ出さないこと、そして再使用、再利用ことです。しかしバイオマス以外の廃棄物発電は、高温で 24 時間ごみを燃やし続けなければなりません。高温を維持するために、プラスチックもまぜなければなりません。そのために廃棄物をふやし再利用を妨げるものです。また大量の廃棄物の焼却で CO2 を発生させ、地球温暖化対策にも逆行します。廃棄物発電や RDF 化事業の促進については見直すべきだと思いますがいかがですか？お答えください

【知事】 CO2 削減計画の作成・届出制度についてだが、昨年 12 月に見直しを行った「地球温暖化対策プラン」において重点施策として、大規模事業者等における温室効果ガスの排出状況の報告の公表制度の導入の検討を行なうとしている。現在その導入に向けた検討を行なっている。

廃棄物発電については、廃棄物の焼却段階において廃棄物の持つエネルギーを無駄にせず電気エネルギーとして有効利用する方法であり、熱回収という形で循環型社会の形成とともに温暖化対策に寄与するものである。ごみのリサイクルに逆行するものだとの指摘だが、例えば一般廃棄物の例をとると、京都府では現に、これは平成 10 年だが、年間 110 万トンを超える一般廃棄物が出て、このうち 80% を越える量が焼却されている現実がある。こういった現実を踏まえた形で、もちろん減量やリサイクルも必要だが循環型社会を形成することも必要ではないかと思っている。

地球温暖化に有効な自然エネルギーの活用

【山内】 つぎに自然エネルギーの利用促進について伺います。

現在、日本のエネルギー供給の半分を占めるのは石油で、そのほぼ 100% を輸入に頼っています。しかし 2002 年に石油鉱業連盟は、石油資源がこのままで行くと 33 年で枯渇するという推計を示しました。世界人口の 2% を占める日本は、エネルギーでは世界全体の 5・8% を消費しており、一方でその自給率は 5・6% にすぎません。

小泉内閣は 2003 年 10 月に今後 10 年間程度のエネルギー政策の方向を定める「エネルギー基本計画」をきめました。そこでは中東に 9 割の石油を依存している脆弱なエネルギー供給構造の現状について指摘し、エネルギー源の多様化が強調されています。しかし、その対策として示されたのは、原子力発電を基幹電源と位置づけるものでした。原子力発電は、放射能という大きな環境負荷を伴い、また CO2 排出量が少ないと宣伝されていますが放射性廃棄物の最終処分や、また数千年から数万年に及ぶ放射能の管理などに、どれだけの CO2 を排出するかは計算に入っていないのです。原子力に依存したエネルギー政策を、自然エネルギーを軸とするものに転換することは地球温暖化対策にとって大変有効であるばかりでなく、他国の石油に依存したわが国のエネルギー自給率の向上にも大いに寄与するものであります。

新エネルギーの促進に関する「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」いわゆる RPS 法が 2003 年 4 月施行しました。電力供給者はその販売電力量に応じて一定割合以上の新エネルギーなどから発電される電気の利用が義務付けられました。しかしその目標は 2010 年時において、年間使用電力量のわずか 1・35%となっており、ドイツの 12・5%、イギリスの 10%、フランスの 21%と比べてもあまりにも低い目標値であり、そのことが、かえってわが国の自然エネルギーの利用を妨げているとの指摘もあるところです。

しかもわが国では新エネルギーの買い取り価格を電力会社が一方的に定めることになっており、発電電力に対して安定した買い取りが保証されていないことや、新エネルギーの定義の中に循環型社会に逆行する廃棄物発電がふくまれていることなどの問題を含んでいることから、わが党は 2002 年 5 月、「RPS 法」の国会審議に当たって、環境保全への取り組みの重視、固定価格での買い取り方式の導入、廃棄物発電の除外などを盛り込んだ修正案を当時の野党 3 党と共同で提出しました。そこで伺います。

自然エネルギー導入へ具体的対策を

RPS 法が施行されて来年で 3 年を迎えようとし、法の見直しがおこなわれますが、先に述べたように地球温暖化対策を具体的に実行していくために、RPS 法の抜本的な見直しを行い、太陽光や風力などの自然エネルギーの利用目標をたかめることとあわせて、電気事業者にたいして安定した自然エネルギーの買い取りを義務付けるように国に要望すべきだと考えますがいかがですか？

また宮城県や岩手県では自然エネルギー利用促進の条例を定め、自治体の責務や事業者の責務を規定し、電気事業者に対して自然エネルギーの買取を義務付けています。

本府においては、自然エネルギーの導入については 1997 年に作成された京都新エネルギービジョンで 2010 年度の導入目標を 450 万ギガカロリーとされています。2001 年の導入量はそのうち 76, 9 万ギガカロリーで目標の 17%にすぎません。そもそも新エネルギービジョンの目標そのものが、CO2 換算でどうなるのか検証が必要ですし、またビジョンに掲げた目標を達成する具体的な取り組みが求められています。

本府においても温暖化対策を具体的に実行するために、電気事業者に安定した価格で自然エネルギーを買いとるよう、実効ある措置をとる必要があると思いますがいかがですか？また同時に太陽光発電などの一般家庭への導入促進に向けた補助制度が全国的に広がっていますが、本府でも実施する必要があると思いますがいかがですか？

2010 年度の京都議定書目標達成は地球温暖化対策の第 1 歩に過ぎません。しかしその 1 歩を確実に踏み出し、5 年後の 2010 年の削減目標を達成することが将来世代に対する私たちの責任であると思うのです。

そのためにも京都議定書採択の地である京都に住む私たち府民一人一人が家庭から、地域から努力

を始めていく、そして行政も企業も事業者も府民と力をあわせて地球の環境を守る取り組みに必死で取り組むことが求められている、そういう思いを申し上げて次の質問に移ります。

【企画環境部長】 自然エネルギーの利用促進については、地球温暖化防止の観点から、R P S法にもとづく利用目標の設定や実行を含む新エネルギーの導入拡大・加速化について国に要望を行っている。R P S法は、電気事業者对新エネルギーの一定量以上の利用を義務づけ、不履行に対する勧告・命令と命令違反に対する罰則を規定し、利用目標については新エネルギーの普及状況に応じて引き上げることとされている。法そのものによって実効性が確保されていると考えているが、府としては関電など電気事業者に対してR P S法にもとづく積極的な取り組みを機会あるごとに求めている。一般家庭への導入支援については、太陽光発電については技術開発による大幅な設備価格の低下にともない、府内の年間の導入数はこの五年間で約五倍に増加している。このような状況を踏まえ、引き続き国の助成制度の継続拡充を要望するとともに、府民参加型の自然エネルギーの導入支援などを通じて太陽光発電の一層の普及を図っていききたい。来年度からは多様な新エネルギーの普及にむけた先駆的モデル事業である「風のプロジェクト」の一環として一般家庭の風力発電に対する支援にも取り組み必要な予算を計上している。

【山内】

何点か再質問させていただきます。

まず最初に、廃棄物発電の問題ですが、これはR P S法が国会で審議をされましたときに、衆参両議院で附帯決議がつけられています。その中身というのは、廃棄物発電というのは新エネルギーの導入を阻害するかもしれない、そういう可能性があるということで、廃棄物発電は抑制的に利用することが国会の附帯決議の中でつけられているわけですけれども、そこのところはどういうふうに御認識されているのか、知事の答弁をもう一度求めます。

【知事】 R D F発電についてだが、いま府内の廃棄物発電は5ヶ所ぐらいあり、すべて市町村が行っている。まさに市町村の現状を踏まえて、R D Fが環境やごみの減量化に影響を及ぼさない形で促進をしていくということが、国会の付帯決議にも通じるものと思っている。

生活保護制度など低所得者支援策について

【山内】

つぎに低所得者に対する支援策について伺います。

最初に生活保護制度に関して伺います。14年間にわたって争われた学資保険裁判が昨年3月の最高裁判決で終止符を打ちました。「生活保護費を切りつめて積み立てた学資保険金を資産とみなし、福祉事務所が保護費を減額したのは違法」だとの福岡高裁判決を、最高裁が確定したのです。裁判の直前に母親が49歳で病死、父親が1年後に62歳で病死されたなか、ご両親の遺志を継いだ長女の中島明子さんが20歳になったばかりでしたが裁判を引き継ぎ、勝利をしたのです。

判決では第一に、憲法25条がうたっている人間の尊厳にふさわしい生存権とは何かについて、「自らの生き方を自ら決めるという自己決定権は、国民誰もが行使できる権利である」と述べたことです。第二は、憲法25条が保障している「健康で文化的な最低限度の生活」水準は、時代とともに変化発展するものであり、今日では高校教育は、実質的に義務教育に含まれると判断しました。この判決を受けて、4月から高校修学費用があらたに生活保護制度の給付対象となり、大いに歓迎するものであります。

本府においては昭和38年、蜷川民主府政の時代から、国の生活保護行政を補完する形で、低所得者に対する高等学校修学奨学金の制度がつくられ、生活保護世帯を含む低所得世帯の多くの子供たち

の高校進学に道を開いてきました。学資保険裁判の判決をふまえたとき、あらためて本府の独自制度の先駆性と、果たしてきた役割の大きさを実感するものであります。

高等学校修学奨学金制度は、来年度から生活保護を受給している公立高校に行く子供たちは国の制度に移行するという事です。しかし生活保護の基準は一昨年 0・9%その後さらに 0・2%と引き下げられ、さらには高齢者の加算や母子加算も廃止する、多人数世帯の基準も削減する方向であり、生活保護世帯の生活はますます苦しくなっているのが実態です。そこで伺います。

生活保護基準改悪をやめるように国に要望を

高齢者に対する加算の廃止に続く母子加算の廃止などの生活保護基準の改悪をやめるよう国に要望すべきだと思いますがいかがですか？

また、今回の予算案で本府の生活保護世帯への見舞金を廃止することが盛り込まれていますがとんでもありません。現在、たとえば最高の基準額である京都市内においても、70歳以上の1人暮らしの生活保護基準は家賃を除くと79530円です。節約に節約を重ねて生活しているのです。こうした国のあいつぐ基準引き下げの中で生活保護世帯への見舞金を廃止することは、冷たい国の政治に追い打ちをかけることであり絶対に許せません。見舞金は存続するべきです。知事の答弁を求めます。

【保健福祉部長】 生活保護制度については、従来から国民生活の最後のセーフティネットとしての機能を国に要望してきた。社会保障審議会に設置された専門委員の報告を受けて、制度設計に責任がある国が母子高齢加算について一般の母子世帯や高齢世帯の消費支出の状況をもとに検討を行なった結果、加算を除く生活保護支給額は一般低所得世帯の消費支出額と概ね均衡していること、などを考慮して生活保護基準全般の見直しを行うこととされた。

生活保護見舞金は国の専門委員会報告においても、現在の生活保護基準については一般低所得者世帯との適切な均衡が果たされているとされているところであり、生活保護基準を補うという制度創設時の見舞金制度の役割は果たしたと考えられることから本年度かぎりで廃止したい。府内市町村においては現在すべて廃止されている。他府県においても同様にほとんどの府県が廃止してきた状況となっている。

高校修学奨学金の更なる充実について

【山内】

第2に高等学校修学奨学金の更なる充実について伺います

来年度から生活保護世帯の場合は、国の制度が創設され、平均すると現行水準は確保されるのですが、通学費のいらない世帯など、世帯によっては現行水準を下回る世帯が出てきます。世帯の実態を踏まえて現行水準が維持されるような何らかの対策をとっていただきたい、これは要望しておきます。

またこの奨学金の支給対象には生活保護世帯以外であっても市民税非課税でかつ母子・父子世帯、または障害者世帯、長期療養世帯が含まれています。ところが世帯の認定に当たって20歳を超える兄弟などが同居していると母子世帯や父子世帯とはみなされず、奨学金を受給できないのです。現実に20歳をこえる兄弟が同居していて大学に通学しているために奨学金を受給できないといわれた世帯があります。世帯の自立助長を図ることが目的にあげられていますが、親子兄弟がいっしょに力をあわせて生活していくうえで、世帯に20歳をこえるものもいても状況に応じて奨学金を受給できるように検討していただきたいと思いますがいかがですか？お答えください。

【保健福祉部長】 低所得者にかかる高校奨学金制度は、特に援護が必要な子どもが未成年である一

人親世帯を対象としている。さらに母子家庭奨学金の申請にかかる証明については、公的書類を提出してもらうことに負担がかかることから、すべての母子家庭にとって簡便な方法である一番身近な地域の民生委員または母子福祉推進委員の証明によることとしている。民生委員は民生委員法により守秘義務が課せられている。

母子世帯に対する支援制度の充実を

【山内】 第3に母子世帯に対する現在の支援制度をさらに充実させるために、2点伺います。

支援策の大きなもので母子家庭の奨学金事業があります。幼児で年間11000円から高校生では年間64000円の支給と小額ですが大きな役割を持っているものです。昨年の決算特別委員会でも質問しましたが、この奨学金の支給対象者であることの証明に、母子福祉推進委員または民生委員さんの証明と、市町村長の証明が必要になっています。児童扶養手当の申請にも民生委員さんの手を煩わし、母子奨学金の申請のために毎年民生委員さんにお世話にならないといけないのは、大変心苦しいというこえがあります。また本府の個人情報保護条例によって母子家庭や父子家庭だという情報が民生委員さんにも公開されていない中で、証明をおこなうのは困難ではありませんか。客観的な証明。たとえば戸籍謄本や児童扶養手当の写しがあればよいではありませんか？答弁を求めます。

またこの母子奨学金を受給していれば、府の高等学校等修学資金貸与事業の対象になりません。年間64000円の奨学金だけでは子供を高校に進学させることは困難です。母子家庭の奨学金を受給しながら、京都府の修学資金をかりることができるようにするべきだと考えますがいかがですか？

【保健福祉部長】 高等学校奨学資金貸付制度における母子家庭奨学資金等との影響については、貸付制度が経済的理由により修学が困難な高校生等の教育の機会均等を図ることを目的としており、同種の資金が一部の対象者に重複することの無いようにしている。母子家庭については母子福祉資金貸付制度も合わせて利用していただいている。

【山内】

もう1点は、保健福祉部長に伺います。現在の生活保護基準が一般世帯と比べて同様になってきたというふうな御答弁でしたけれども、例えば低額年金者がいるわけですが、憲法25条で定められた最低限度の文化的生活に満たない低額の年金を基準にして、生活保護基準がそんなに低くないという、そういう認識というのは、低額年金を容認し、さらに国民の生活水準を引き下げようとするものであります。生活保護基準は実質的に年々減っているのですが、そのところの認識はいかがか、もう一度伺います。

【保健福祉部長】 生活保護制度についてだが、先程も言ったとおり、生活保護制度は国の責任において国民生活の最後のセーフティネットとして設計されるものであると承知している。その国において、社会保障審議会の専門委員会の一年半に渡る検討を経て、生活保護を受けていない他の一般の低所得者との均衡を図ることが必要である、との提言・報告を受けた形で見直しがされるものと承知している。

府警本部の捜査報償費の監査結果にかかわって

【山内】

最後に京都府警察本部の捜査報償費の監査結果にかかわって警察本部長に伺います。

そもそも監査報告書では、99年、2000年度の捜査報償費の監査において、現金謝礼のうち、75% 743件 1840万5千円分の領収書がなかったという報告がなされました。本来領収書のない支出は認

められません。適正に支出したという立証義務は警察本部にあるのであり、北海道や福岡では、領収書のない支出については返還対象としています。警察本部に立証を求め、立証がない限り返還を求めるときではないか！との昨日の光永議員の再質問に対して知事は答弁をしませんでした。

全国で不正支出の事実が次々と明らかになっている捜査報償費が、本府では刑事部の三課だけで二年間で 1800 万円以上も領収書もなく支出されているのに、知事は見過ごすのですか。府民の税金がこのように使われているのを放置しておいて府民の納得は得られません。改めて強く指摘しておきます。

また報告書では領収書があってもマスキングされていてメモもできなかった。とのことですが、国の会計検査院が昨年秋におこなった全国 13 の警察本部を対象にした実地検査では京都府警も含め支払い先が隠されていたものは一切なかったとのこと。そこで伺います。

会計検査院には支払い先を明らかにしながら、なぜ本府の監査委員には領収書の支払い先をかくしたのですか。監査委員が信頼できないのですか？

地方自治法 198 条の 3 の 2 項に「監査委員は職務上知りえた秘密をもらしてはならない。その職を引いたあとも、同様とする」と守秘義務について厳しく規定しています。監査委員の守秘義務と会計検査院の検査官の持つ守秘義務のどこに違いがあるのですか？府警本部長の答弁を求めて私の質問を終わります。

【警察本部長】 協力者の氏名に対するマスキングの件だが、捜査費の支出証拠書類には個人に関する情報の他、事件捜査に関する情報が記録されており、個人のプライバシー保護はもちろんのこと、犯罪捜査等の警察活動に支障が生じることを無いうよう十分な配慮が必要である。守秘義務に関しては会計検査院の調査官、実地に検査をしているのは調査官と事務職員であるのでそれを前提に言うが調査官というが、調査官と監査委員とは、違反に対して罰則があるかという点では違いがあるが義務の規定等は同様のものであると認識している。警察としては、監査委員の監査に対して真摯に対応し、予算の執行状況について十分検証していただくのは当然のことで、現在までの監査においても特に必要なもの以外は特にマスキングもせず、マスキングを施したものでも監査委員の要請に応じてマスキングをはずして氏名等を開示して確認していただいている。捜査員に対する聞き取り調査についても、監査委員のご要望どおりのメンバーに応じさせるなど特段の配慮をし、可能な限り全面的に協力をしてきた。

【山内】

それから、警察本部長に伺います。個人のプライバシー保護でマスキングをされているというふうなお答えがございました。まさに個人のプライバシーを保護しなければいけないからこそ、監査委員にだけ監査の権限が与えられてのではありませんか。また、マスキングは一部はがして監査委員に見てもらったということですが、捜査協力者に対する聞き取り調査は拒否をされたということですが、監査委員を信頼されていないのですか。監査委員はこれまでも多くの本府の監査を行ってきたものであります。守秘義務が同じであり、権限が国の会計検査院と同じなのですから、監査委員にすべてを明らかにするべきだと思いますが、いかがですか。再答弁を求めます。

【警察本部長】 先程も答えたとおり、監査委員の要請に応じてマスキングをはずして見いただいている。したがって監査委員に対する協力は国の会計検査委員に対する協力と比べても同じようにやっていると考えている。

新井 進（日本共産党、京都市北区）2005年2月23日

日本共産党の新井進です。私は先に通告しています数点について、知事並びに関係理事者に質問いたします。

永住外国人の京都府職員への採用に踏み出すべき

【新井】一点目は、府職員の採用に関わる国籍条項の問題です。

今、この問題はあらためて、地方自治のあり方、在日韓国・朝鮮人の人権問題として大きな関心と呼んでいます。

それは、東京都が在日韓国人である保健師、鄭香均（チョン・ヒャンギョン）さんに管理職登用試験を受けさせなかった問題について、最高裁が1月26日に、東京高裁の「拒否は憲法違反」との判決を覆し、「憲法に反しない」との判決を下したからです。

この判決には、多くの識者やマスコミから「時代がわからぬ最高裁」、「これによって全国で国籍条項の緩和や撤廃の流れが変わることはないだろう」、「問われたのは在日韓国・朝鮮人らの人権だったことを見落としてはならない」など厳しい批判の声があげられています。私は、これは当然だと思えます。

もともと地方政治は、その地域に住むすべての住民に奉仕するために、住民自身が参加することが必要です。外国籍であっても、住民として生活し、納税をはじめとする一定の義務を負っている人々が住民自治の担い手になることは、憲法の保障する地方自治の根本原則とも合致するものです。だからこそ、最高裁も永住外国人に地方参政権を保障することは、「憲法上禁止されていない」との判断を下しているのです。

わが党は、こうした憲法の精神を生かす立場から、これまでから永住外国人についても被選挙権を含め、地方参政権を認めるべきだとした提案をおこなってきたところです。

「地方公務員に日本国籍が必要」という法律も、「日本国籍を持たない公務員は管理職になれない」と定めた法律もありません。あるのは、1953年の内閣法制局の見解だけです。

この内閣法制局の見解は、『当然の法理』として公権力の行使または国家意志の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」としたもので、地方公務員も同様としてきたものです。しかし、いまでは誰がみても、この見解が、地方自治の原則からも、今日の国際化の時代にも、そぐわないことは明らかです。

同時に、在日韓国・朝鮮人の多くは、その地域住民の一人として生まれ、育ち、地域住民の一員として生活しているのです。こうした人たちを、国籍を持っていないからといって、地方公務員や管理職になれないと差別する根拠がどこにもありません。私は、今回の最高裁の判決は、全く道理がなく、早晚、日本社会が乗り越えていくものだと言っています。

同時に最高裁判決は、自治体による外国人公務員採用や昇任について、合理的な理由なしに国籍で差別することは許されないとし、「公権力行使等公務員」の範囲については自治体の裁量だとしています。

すでに、全国的にも大阪や神奈川、高知、長野など11府県とすべての政令市で、一般職採用に当たっての国籍条項を緩和しています。京都市でも2001年に、一般職についても国籍要件を緩和し、「内なる国際化」のさらなる推進を図るとして、公権力の行使に該当する業務、公の意思形成の参画に携わる職を明確にし、一般事務職で約50%の職に任用が可能としています。また、兵庫県川西市など、実際に管理職への任用も広がっています。

ところが、本府では、医師や看護師など特定の28職種については国籍条項をなくしていますが、一

般職では依然として国籍条項を設け、永住外国人の採用を拒否しつづけています。

そこで、まずお伺いしますが、今回のこの最高裁の判決について、国際化を強調される知事として、また地方分権を主張される知事として、どのような見解を持っておられるのか、お聞かせください。

第二に、この最高裁の「合理的な理由なしに国籍で差別することは許されない」との判断や「公権力行使等の範囲は自治体の裁量権」との判断からみても、知事の決断がいま求められています。一刻も早く本府でも一般職の国籍条項を撤廃されるべきではありませんか。いかがですか。

新京都府総合計画では、その時代認識として、「外国人登録者数も年々増加していることから、地球時代にふさわしい地域づくりへの取り組みが求められている」としており、アクションプラン「KYの海外人材活用プラン」でも、「海外人材の定着を促進する社会の形成」をかかげています。

海外人材を活用する仕組みを作ることも結構ですが、京都府自身が、まず永住外国人の府職員への採用へ踏み出してこそ、本物になるのではありませんか。知事の見解をお聞かせください。

【知事】 東京都の管理職選考受験資格確認等の請求事件訴訟にかかる最高裁判決は、この問題は地方分権だからこうだと単純に割り切るのはなかなか難しい問題。判決でも述べているように、「国民主権の原理に基づき、国及び普通地方公共団体による統治のあり方については、日本国の統治者としての国民が最終的な責任を負うべきものであることに照らし、原則として、日本国籍を有するものが公権力の行使等地方公務員に就任することが想定されていると見るべき」と述べており、憲法1条及び15条の原理から、制約の合理性を認めたものであって、国家論の中でも最も基本となる国民主権そのものの中での判断。その判断を、三権分立における司法の最高機関である最高裁判所が下したことは、私は重く受け止めざるをえないと考える。

また、任用のあり方については、「合理的な理由に基づき日本国民と異なる取扱をすることまでは許さないものではない」と述べた上で、今申し上げた「公権力の行使等地方公務員に就任することが想定されていると見るべき」「日本国籍を有するもの」というふうに述べているもので、全て自治体の裁量に任されたわけではなく、幅広い裁量を与えられたわけではない。その点については、滝井裁判官や泉裁判官が反対意見を述べられており、まさに両裁判官がこの異なる取扱について、制約的な立場から多数意見に反対した。この最高裁判決は、公務員の国籍法理について、初めて出されたもの。これからさらにこの判決について、意見や多くの分析がなされると思うので、そうしたものも踏まえ、実態を踏まえ、慎重に検討すべきと考える。

知事の言う「府民」には 外国籍の府民5万7000人は含まれないのか

【新井・再質問】 府職員の採用に当たっての国籍条項について、いま知事は最高裁判決を述べられた。しかし、これは先ほど紹介したとおり、「時代がわからぬ最高裁の判決」といま批判されているのに、文字通り知事の答弁自体がそういう事態だ。もう一方で、最高裁は、地方参政権について憲法は禁じていないと判決を下している。そういった意味で、あくまでも地方自治は地域に住む住民自身の手で行われるべきだと言える。こうした点での知事自らの考えは表明されなかったが、私は知事が1月30日付の「京都新聞」紙上で、中期ビジョン実現のための戦略として、「府民を起点に考え、府民から見て価値あるものを創造し、府民と共に歩む府民発の行政をどれだけ進めるかにかかっている」と述べられたが、地方自治としてはこれは当然のことだ。しかし、知事の言うこの「府民」の中には外国籍の府民5万7000人、とりわけ在日韓国・朝鮮人3万7000人は含まれていないというのか。この点、改めて伺いたい。また、「海外人材活用プラン」では、「在住外国人は京都府民と対等な地域社会の構成員として位置づけ、社会制度の改善を進めます」と書いているが、この制度改善には府の制度の改

善は含まれないのか、お答えいただきたい。

【知事】少々混乱した議論の組み立てで、私、わかりかねるところがあるが、海外人材制度については当然入るのは当たり前だと思っているし、これはそれぞれの場面、場面に応じ、地方自治法でも「住民」の中に入る場面と入らない場面があるように、それぞれの場面できちんと決まっている。私が申し上げたのは、憲法上、私は憲法の擁護義務があり、その中で、三権分立で司法の最高機関である最高裁判所が下した判決は、当然私は従うべき義務をおっているということを申し上げた。

府北中部の「住民の足」の確保へ、京都府の責任を果たせ

【新井】質問の第二は、住民の足、生活路線バスを確保する問題です。

京都交通が会社更生法の適用を申請して1年が経過しました。そして、綾部以北は日本交通に営業譲渡し、路線の廃止・再編。和知町以南については、京都交通が継続し、大幅な路線の廃止・再編をおこなうことが明らかにされました。

こうしたことから、いま、多くの府民が自分たちの生活の足、通学の交通機関はどうなるのか、大きな不安を抱えています。

もともと住民の移動手段である交通機関の確保、整備は、自治体の大きな責務です。とりわけ、高齢者や運転免許を持たない住民、児童・生徒にとっては、欠くことのできないものです。それだけに、今回の日本交通、京都交通の路線廃止・再編にどう自治体に対応するかが問われています。

すでに、多くの自治体も代替措置の検討を開始しているものと承知していますが、まず、廃止・再編で路線がなくなる地域について、京都府として、関係自治体と協力して、その代替措置を確実に確保する、その決意をしめすことが、不安を抱えている府民への第一のメッセージだと考えますが、いかがですか。

また、関係自治体において、現在どのような対応策が検討され、具体化されようとしているのかお答えください。府としても「生活交通対策地域協議会」で、関係自治体等とその対応策について協議をされてきているのですから、検討状況について明らかにしていただきたいと考えます。

次に、「府中北部地域交通ネットワークの今後のあり方」でも強調されているとおり、この京都交通問題を契機に、「住民・利用者にとって最適の、より便利でいっそう効率的、効果的な、地域の実情に応じた公共交通ネットワークを新たに構築」することがきわめて重要だと考えます。これまでのように、自治体が多額の補助金を出しているながら、住民の声が届かず、路線もダイヤも、民間バス事業者任せで、住民にとっては利用しにくく、料金も高いといった状況が放置されてきました。その結果、ますます利用者が減少するという悪循環に陥ってきました。いまこそ、住民が主役、住民参加で交通手段確保策を全面的に作り上げ、移動制約者の移動手段を拡充することによって、地域の活性化を図っていく、こうした方向へ府や関係自治体がふみだすことがきわめて重要となっています。

先日、私は、鈴鹿市に調査に行ってきましたが、ここでも民間バス事業者が乗降客の減少、経営困難から路線を廃止するもついで、交通事業者や運輸行政関係者、学識経験者、さらには市民の代表も入った研究会を作り、市内全域で地域ごとの交通需要調査を聞き取り方式でおこない、高齢化、過疎化が進む地域で、コミュニティバスの運行に踏み出しています。

ここでは、実証運行をおこなうに当たって、路線についても、住民のニーズがどこにあるのか、お年寄りが利用しやすいバス停の場所はどこがよいか、料金はいくらにすれば利用することになるかなど、徹底して住民のニーズに応えた運行をおこなっています。

市はこのバスを「動く公共施設」と位置づけて、住民が利用しやすいように、これまで市街地に行くのに720円かかったのを200円に、そして短距離は100円ときわめて低額に抑え、お年寄りが短い距離でもワン・コインで乗れるようにしています。

市では、これを「既製服」でなく、「地域、住民のためのオーダーメイド」だと言っておられました。

その結果、民間バス事業者が運行していたときには1便2〜3人の乗降者数が、昨年度は16.3人にも増え、過疎地域を走るバスにかかわらず、2路線で利用者は年間24万5000人にも上っています。

自治体が住民の願いと声を大切にして、住民参加で生活交通を確保するとの姿勢を明確に示すことで、市民もコミュニティバスを利用し、バス停の提供や清掃も住民自身がおこない、住民が支える交通機関となっているのです。

私は、今回の京都交通問題を通じて、関係する自治体が、住民の足の確保を重要な責務として、また、地域の活性化に欠かせない取り組みとして位置づけること。そして、徹底した住民参加で、住民に支えられる交通機関となるようにすること、このことが大事だと考えます。

ところが、いまの京都交通をめぐる事態をみていると、京都交通がどれだけの助成を自治体に要求しているのか、関係自治体はどのような態度を検討しているのか、住民には知らされないまま推移するという状況が続いています。このことは、12月議会の総合交通特別委員会の場合でも理事者に指摘しましたが、「協議中」を理由に、議会にもまともに報告されない、こういう状況です。

こうしたことを改めて、府としても、今後の生活交通対策について、住民への必要な情報の提供、住民参加の保障が貫かれるよう、関係市町に働きかけることがきわめて重要になっていると考えます。このことが住民に支えられた交通機関を作る大前提になると思いますが、知事の見解をお聞かせください。

第三には、こうした住民の足を確保するための方策には、「ワーキング会議」も示しているとおり、多様な形態が考えられ、地域に最適の方法を選択することになります。しかし、それを地域住民にすべての責任を負わせることでは、過疎地域や高齢化の進む地域ではできません。ここには住民の足の確保には府や市町が責任を持つという姿勢が必要です。

亀岡市畑野地域では、住民自身の手で会員制の「夢バス」が運行され、高校生の通学や高齢者の病院や買い物の足として活動し、月500人が利用されています。ただ、この「夢バス」は、行政からの支援もなく、コーディネーターや運転手など、事実上無償で活動されている住民で支えられています。

車の購入時のローンや維持費など、財政的にはほんとうに大変です。ワーキング会議のまとめでも「行政支援のあり方の見直し」があげられていますが、府として自治体の自主運行への助成とともに、こうしたNPOなど住民自身の手による交通確保策へも助成ができる方向を明示してこそ、「意欲的な住民」を支えることができます。

府として、こうした住民の手による交通確保対策への財政支援について、どのように考えておられるのか、明らかにしていただきたいと考えます。

また、こうした市町や住民の努力だけでは対応できない課題として、舞鶴・綾部間や福知山・綾部間のように、市町を超える路線を利用してきた住民の足をどう確保するのか、こうした問題があります。これらについては、府として責任を持って対処することが必要だと考えますが、いかがされますか、お答えください。

第四は、国の責任の問題です。住民や地方自治体が生活交通の確保のため大変な苦勞をしているときに、「規制緩和だ」として、民間バス事業者の路線の廃止、撤退も自由という方向を出したことは許されません。しかも、地域交通確保対策への助成措置も後退させ、最近では様々なメニューへの助成を始めましたが、実証実験段階での助成にとどまっています。府として国に対しても、地域交通確保対策への助成措置を拡充するよう求めるべきではありませんか。

【企画環境部長】 京都交通問題は、住民生活に直接関わる問題であり、かつ、更生計画策定期限が迫る中で一瞬の遅滞も許されない課題であり、府・関係市町が一体となり積極的に対応してきた。再編に伴う代替措置は、関係市町が住民代表も入った検討組織を立ち上げるなど、地域の意見も聞きながら実情に応じ検討してきた結果、代替交通が確保されたり、利用が極めて少ない等の区間を除き概ね

路線が確保される見通し。中でも、綾部、亀岡、園部においては、運行委託による確保など住民生活上必要な路線の確保を基本に、新たな路線設定も含め詳細の検討が続いているところ。

情報公開等については、京都交通の再編案がまとまるのを受け、ただちに府生活交通対策地域協議会を開催し、利用者代表の意見も伺い、これまで2回の協議を行ってきたが、これら全て公開とし、提出された再編案等資料については、ただちに府ホームページや府政情報センター等への提出を行うなど、情報提供に努めている。関係市町でも、これら資料を基に地域の意見聴取、地域との協議に努めている。

NPOの運行については、従来から、市町村が補助し、道路運送法上の許可を得ている場合、運行主体にかかわらず補助対象とする制度となっている。

市町をまたがる幹線的路線については、府が関係市町と一体になって検討してきた結果、鉄道併行の一部を除き、路線は確保されているが、今後さらに効果的あり方を検討する間の市町村負担を軽減するため予算を今議会にお願いしている。

国に対しては、かねてから財政支援の拡充等を重点要望する一方、今回の問題を機に国の制度改正を待つことなく、府の支援策を大幅に拡充することとし、必要な予算を今議会にお願いしている。

北山丸太スギの雪害被害

— 実情に応じた救済へ、改善はかれ

【新井】最後に、雪害による北山丸太スギ被害の対策についてお伺いいたします。

昨年末の北山スギの雪害による被害の状況については、すでに各議員からも述べられたとおりですが、私の地元・北区でも、小野郷や大森真弓などで大きな被害をもたらしました。

いま、林業は外材の無秩序な輸入と木材需要の低迷によって、経営が大変な困難に陥っています。その上、このたびの相次ぐ被害です。私もこの間、調査に入りましたが、関係者の方々のほとんどが「40年近くかけて育ててきた木が、いよいよ商品になる段階でだめになってしまった」「生産意欲をなくす人が増える。ますます山が荒れるのではないか」など林業家への打撃は極めて大きなものがあります。

しかも、ほとんどが国営森林保険には加入されておらず、全く何の補償もありません。ですから、被害を受けた林業家からは「何らかの救済措置をしてもらえないのか」「府としても支援策を」との声があがっています。

林業の場合、こうした災害を受けると、40年近くの労働が無となり、あらたに植林しても、収入が得られるのは30年、40年先です。だからこそ事態が深刻なのです。

そこでまず、お聞きしますが、台風23号や今回の雪害による被害が、京都の林業に与える影響について、府としてどのように認識されているのか、対応策の必要性をどう考えておられるのか、お聞かせください。

さらに具体的対策について数点お伺いします。

一つは、雪害により倒木した杉は、根本から起きあがり、放置しておくと土砂災害が発生する危険があります。また、今後さらに積雪があると、周辺の杉の木も押し倒し、被害をさらに拡大する危険もあります。こうしたことを防ぐためにも、府として、台風23号被害対策で実施した「緊急伐採事業」と同様の措置を、この雪害でも実施するべきだと考えます。そしてその対象も、道路等の公共施設や直接人家に影響を与える範囲だけでなく、北山スギへのこれ以上の被害の拡大を防ぐためにも、対象を拡大して実施すべきと考えますが、いかがですか。

二つには、林業家をはげまし、新たに造林に踏み出してもらうために、被害地復旧造林事業への上

乗せ補助をおこなうことが必要です。台風 23 号被害に対しては、通常の国、府の補助金の上に、上乘せ補助がおこなわれています。

今回の雪害の場合、上乘せ補助がなければ、地元負担は 50%以上となり、これでは、復旧造林に取り組もうとする林業家はきわめて少なくなることは目に見えています。府として、せめて台風 23 号被害対策と同様の助成措置の上乗せを実施することを強く求めるものですが、いかがですか。

三つには、国営保険の改善をはかることです。今回被害を受けた北山スギでは、ほとんどが保険に加入していません。なぜ、こうした事態になるのかといえば、被害を受けたときの査定がきわめて低いことです。丸太仕立ての場合は、雪害などで曲がったとき、商品価値はほとんどなくなります。ところが査定では、倒れたり、折れたりしなければ対象にならない、倒木しても一部が商品になると査定されるなど、丸太仕立てに見合った査定になっていません。本来保険というのは、損害を受けたとき、それを補填するものでなければなりません。ところが、大変な手間をかけて育てた丸太スギがまともに評価されないため、メリットがないということから、加入者がきわめて少なくなっているのです。府として、制度の改善を求めるべきではありませんか。

また、この保険料が必要経費の控除対象になっていません。概算経費に含まれているというのですが、価格が大幅に下落しているいま、実状と大きくかけ離れています。これを改善しなければ、保険に加入しようということになりません。府としても、国税庁に対し、保険料を控除対象とするよう働きかけるよう求めるものです。

以上、雪害問題での当面の対策について申し上げましたが、いま林業経営が成り立たなくなって、山の手入れをする人がなくなれば、災害の発生など国土と環境に重大な事態を与えることとなります。京都の林業を守るための本府としての積極的な対策をおこなっていただくよう強く求めて質問を終わります。

【農林水産部長】 京都府林業にとって大きな打撃であり、森林の有する多面的機能の低下も懸念されることから、早期の復旧に努めている。台風 23 号に対する緊急除去事業は、人身被害など直接府民生活に関わる被害地を対象に緊急的に実施したもので、北山杉の被害地については、造林事業など既存事業を効果的に活用し、事業の優先度に対する林家の意向も伺いながら計画的復旧を進める。

また、代表質問で、上田、角替両議員に知事が答えたように、府としてどのような復旧支援ができるのか、さらに検討してゆきたい。

国直営の保険制度である森林国営保険は、査定基準等北山杉の特性になじみにくい部分もあるが、査定基準の改正は保険料率を含めた制度の枠組そのものに影響するものであり、地元の意見も伺いながら慎重な検討が必要。また、山林所得における概算控除については、林業の特殊性に配慮し保険料を含めて長期にわたる経費管理の負担を軽減する有利な控除方式として定着しており、保険料を別枠管理とするメリットは少ないものとする。林業者の経営安定を図る上で、保険制度は重要な役割を果たすものであり、府としては、今後とも植林や間伐など補助事業の実施にあわせて勧誘・促進を図るなど、制度の普及に努めたい。

【新井・要望】 森林国営保険だが、答弁はあったが、いま現実にこの森林保険にはほとんどが入れない、入っていない状況だ。これは何故かということ、メリットがない、様々な問題がある。この改善について、慎重な検討を要望しておきたい。

異常な経過で進められたJA京都とJA京都丹後の合併 営農指導等、農協本来の役割放棄許さぬ指導を

【松尾】

日本共産党の松尾です。通告に基づき知事並びに関係理事者に質問します。

先ず農協合併問題についてうかがいます。1月24日JA京都とJA京都丹後の合併が夫々の総代会で決定され、4月1日、新しい合併農協が発足することとなりました。名称はJA京都です。JA京都丹後は解散となる事実上の吸収合併であります。農協合併は今日まで府下全域で進められ、JA南丹、JA京都などその都度、多くの問題がありましたが、今回の合併ほどひどいやりかたはありません。

JA京都丹後の16年度総代会は昨年6月25日に開かれましたが、合併問題など全くなかったのであります。ところがその後、京都府の監査をへて、さらに9月に入り、16年度決算見込みについての中央会の厳しいチェックの中で急浮上したのです。そして10月末の丹後農協第7回理事会で事実上JA京都との統合が承認され、11月12日の臨時理事会で正式に決定されました。この間、職員をはじめ農家組合員には全く何の説明もありませんでした。職員への説明は12月4日、初めて行われました。農家組合員には12月8日から地区別総代懇談会が順次開かれ、説明が始まりましたが、その2日後の10日には合併予備契約が調印され、年明け1月24日の総代会での正式決定、4月1日発足のスケジュールが決まりました。翌日の新聞は大々的にこれを報じましたが、殆どの農家には全く、寝耳に水の出来事でした。

総代会の議案は正月三が日が終わって7日、8日頃に配られましたが、9、10の連休明け、11日から早速に書面議決書の回収が始まりました。議案書、事業計画書を読んでもいない総代から書面議決書をとる、つまり白紙委任状集めが行なわれ、全総代の62・3%、370通がかき集められました。

以上、JA京都、JA京都丹後、の合併決定の経過について述べましたが、なぜ合併か、合併してどうなるのか、職員、組合員の声も聴かず、何の説明もないまま一方的に理事会で決め、上から押し付けるやり方が強行されたのです。これは全く異常であります。そもそも農協は農家組合員の協同の組織であり、農家を無視したこのようなやり方は到底認められるものではありません。農協に対する指導・監督責任を持つ京都府としてこの事態をどう認識しているのか、また、どう指導してきたのかを答えたい。

なぜこのような強引な吸収合併が強行されるのか。経過から見て明らかなように、また、合併を決定した理事会の議事録から窺える事は、今回の合併がJA京都中央会の主導で、しかも、相当な圧力のもとで行なわれたことは明らかであります。その背景にはこの十数年来JA京都中央会が強引に進めてきた「府内単一JA構想」があります。そしてその中心が、JA京都中央会会長であり、JA京都の会長でもある中川氏であります。平成12年の南丹合併以来、福知山市農協を吸収してJA京都を作り、これを皮切りに、亀岡市、篠、岩滝町、綾部酪農などの各農協を次々吸収してきましたが、今回のJA京都丹後の吸収がこの一環であることは明らかです。中川会長は合併予備契約調印後「府内単一農協はあと数年で必ず実現できる」と述べていますが、昨年11月には、信用事業・共済事業を中心に、府内全農協の一町一支店を目標とする「支店体制再構築指針」を決定し、「単一JA構想」を着々と進めています。

農協の大規模合併が何をもたらすのか、この10年の実態を見ればおのずから明らかではないでし

ようか。合併によるリストラ合理化で農協がますます遠のいていく、これが農家の実感です。合併 JA ではどこでも支店、支所の統合、廃止が進められました。JA 京都では特にひどく、美山町には 2 支店を置く確認が 1 年でくずされ、2 年目から 1 支店になりました。3 年前の JA 福知山の吸収合併の際、6 支店を残すことになっていましたが、いま 1 支店です。亀岡でも支店整理が進められています。また、職員の大幅削減も大変で、JA 京都では合併前の職員総数約 1000 名が半分になりました。これは、府下最大のリストラであり、雇用問題としても大問題であります。今回の合併に際しても、丹後農協労組の雇用と労働条件の継続を求める当然の要求を拒否し、職員に大きな不安を与えています。このように大規模合併は、何より農家の営農と暮らしを守るといふ農協本来の役割を果たせなくするものであります。

そこで伺いますが、府として農協のこの状況をどう考えていますか。農家離れが進み、農協が農協でなくなる事態を招いてはなりません。大規模合併、単一 JA 構想について、指導、監督権限を持つ京都府として、適切な指導を行なうべきと考えますがいかがですか。お答えください。

さらに振興局の広域化と JA 合併に伴うギャップについてです。京都府の農業振興にとって市町村、JA との一体的な取り組みが不可欠ですが、いまこれが崩れているのではないかと懸念されます。JA 京都のエリアは口丹地域の全域と福知山市、宮津以北の全域です。広域振興局は南丹、中丹、丹後にまたがります。水稻など共通性の高い作目でも地域性は無視できません。まして特産物については地域にあったきめ細かな対策が欠かせません。JA 京都の営農指導体制も問題で、担当者は頭を抱えているとのことですが、農林部としてどう対処しているのか、お答え下さい

【農林水産部長】 農協の合併問題についてであります。農協系統組織では、本年 4 月のペイオフ解禁をはじめとする厳しい経営環境に対応するため、健全で安定した財務基盤の確立が緊急の課題となっており、今回の合併もこうした状況に対応するための方策として、JA が自ら判断され、総代会での議決、組合員への周知など農協法に基づく手続きが進められているものであります。

また、府内単一 JA への合併につきましては、JA グループの中で基本的な方向が確認され、現在、基本構想策定に向けて協議がすすめられていくと考えておりますが、いずれにいたしましても、合併など経営基盤強化の方法は各 JA の自主的な判断で行われるものであり、支店や施設の統廃合などの合併の諸条件につきましても、合併農協相互間で協議・決定されるものであります。

京都府といたしましては、将来にわたり経営基盤の確立がはかられ、営農指導をはじめとする JA の本来的機能が一層強化されるよう指導してまいりたいと考えております。

また、市町村や広域振興局との関係につきましては、今後とも相互に十分連絡調整をはかり、連携して地域農業の振興に取り組んでいけるよう努めてまいりたいと考えています。

【松尾】

農協合併問題は、経営基盤強化のためにそれぞれ自主的に判断をしてやっていることだとの農林水産部長の答弁だが、若干経過は申しましたけれど、あきらかに何が何でも JA 単一農協にするのだというルールの上を走っているのは否定できないわけです。その結果、先ほど申したとおり、大型化が進む中で農協が農家からどんどん離れていくという事態になっているのですから、やはり、これは全体として京都府農業にとってゆゆしき問題だと言うことを申しているわけです。府として十分監督権限を発揮してチェックをして頂きたいと強く要望しておきます。

圧倒的多数の農家を切り捨て、日本農業の崩壊招く新基本計画 京都の農業守る京都府独自の対策の実施を

【松尾】

つぎに新しい食料・農業・農村基本計画についてお尋ねします。小泉内閣はいま、今後の農政の基本となる「基本計画」の見直しを進めており、この3月末には策定される見通しです。

去る2月8日、農水省が明らかにした骨子案によれば、その主な内容は、第1に、基本的な方針として「構造改革」を加速し「効率的かつ安定的経営」が生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。そのために、育成する「担い手」を明確にし、そこへの施策の重点化、集中化をはかる。第2に経営安定対策の対象となる担い手は、認定農業者のほか、集落営農のうち一元的経理を行い、法人化計画を持ち、将来、効果的かつ安定的経営に発展すると見込まれるものを加える、第3に、食料自給率の目標については、2010年の45パーセント目標を15年に先送りし、生産面だけでなく、消費のあり方についても検討して、カロリーと生産額ベース双方の目標を設定する。などですが、中心問題は構造政策とそのための施策の集中の問題であります。

これらの施策が本格的に実施されればどうなるのか。先ず担い手問題です。これまでも「構造改革」すなわち規模拡大政策が農政の中心に据えられてきました。しかし、小規模農家を全面的に排除するということはありませんでした。ところが今度こそ、大多数の家族経営、小規模農家を施策の対象から全面的にはずそうというのであります。当面、2007年度から新たな経営安定対策が実施されますが、その対象となる「担い手」は、他産業並の年間所得530万円を上げられる経営としています。そして、これを都府県の水田農業で上げるには10～14ヘクタール以上が必要との試算を示しています。現在、この基準に達する都府県の水田農家は戸数で0.2パーセント、面積でも3.3パーセントに過ぎません。集落営農も対象にするとしていますが、40ヘクタール規模で一元的経理を行い、法人化することが条件とされ、該当組織はごく少数、200ぐらいと言われています。これでどうして日本の水田農業全体を維持することができるでしょうか。

また、新たな経営安定対策は、個々の作目別対策ではなく、担い手農家、法人を対象に、外国産との生産条件の格差に対する一定割合の助成と、価格の下落で収入・所得が下がった場合に一定割合の補填をする、この2本立てになるとのことです。しかし、価格の下支え機能は全くなく、米価などの暴落が起これば、たとえ大規模農家といえども経営安定を図ることはできないでしょう。

そこで知事に伺います。以上述べたとおり新「基本計画」案は今までの政策と質的に異なり、圧倒的多数の農家を切り捨てるものであります。施策の対象から外れた農家の離農が一挙に進み、日本農業が崩壊の危機にさらされることは明らかであり、京都にとっても大問題であります。このような新「基本計画」に強く反対すべきと考えますが、知事はどう認識しておられるか、先ずお伺いします。

さて、京都府は今日まで、担い手対策として、「多様な担い手の確保・育成」を掲げ、中核的担い手や集落営農などの組織を中心に据えながら、退職専従者、Uターンや新規就農者など、担い手のすそ野を広げるとの方針のもと、取り組みを進めてきました。しかし、まだまだ展望の見える状況ではありません。専業農家の高齢化が進み、地域農場作りもその多くが崩れていくという残念な状況です。Uターンや新規就農者もわずかながら増えてはいますが圧倒的に少数です。この状況をどう変えていくのか、府農政の最大の課題です。

そこで伺います。知事は中期ビジョンについて語られている中で、「わが国の農業政策は大規模農家を奨励する動きをしようとしているが、新しい農家の未来像として、二種兼農家やウイークエンド農家のように多様な担い手を考えないと京都の農業も林業も、もたない。」と述べておられますが、全くその通りであります。規模の大小を問わず専業農家を中心に、二種兼農家なども含め、意欲的な農家

をしっかり支え、地域農業を全体として守っていかねばなりません。国はそれを切ると言うのですから、どうしても京都府独自の対策、切るのではなく守る対策が必要です。具体的にどのように取り組むのか、お答えいただきたい。

【知事】 新しい食料・農業・農村基本計画だが、国においては育成支援の対象となる担い手を認定農業者や法人化を目指す集落営農組織に限定し新たな経営安定対策の柱となる直接支払いを含めた施策もこれらの農業者に集中させることとしています。しかしながら、京都府農業が全体として経営規模が零細で集落規模も小さく、また、兼業農家を中心に女性や高齢者の方にもがんばって支えていただいていることや、農村地域の環境を守る上でも農業が重要な役割を果たしている実態を考えたとき、これまでからお答えしている通り、全国一律に大規模経営を前提とし農業構造の転換を進める国の施策をそのまま導入することは、少なくとも、京都府の農業の振興発展につながるものとは考えられない。そのため、京都府では多様な担い手が連携して地域農業全体を支える地域農場づくり事業や、収益性の向上を目指した「ブランド京野菜等倍増戦略事業」等を積極的に展開すると共に、地産地消の推進等、地域に密着し一体となった農場づくりや担い手の育成に取り組んできたところであり、策定中の中期ビジョンにおきましても、重点目標の一つとして、女性や高齢者、農作業受託組織等を含めた多様な担い手の確保、育成を位置づけているところであります。

さらに、国に対しましても、こうした観点から、地域それぞれの特性を踏まえ、担い手対策と地域振興対策と一体的な推進をはかるよう強く要請しているところであります。

今後とも、新規就農者の確保育成をはじめ、農産加工や即売所の設置等、農業経営の多角化、生産から加工流通までの一貫的な整備を進め、京都の特色を生かすと共に、さらには、新たに策定した「農のあるライフスタイル実現プロジェクト」により都市住民も含め、多くの方々に地域農業と農村環境の保全に携わって頂けるよう、地域の実情に応じた幅広い担い手づくりや農村づくりの推進に努めてまいりたいと思います

「国の考え方では京都はやっていけない」と言うなら、 知事は国に強力な要求を！

【松尾】

食糧農業農村基本計画の国の見直しについて、国の考え方では京都はやっていけないと知事も明確にお答えになったので、やはり、「こういうやり方はやるな」ということを是非おっしゃっていただきたい。3月末に決めて、この秋には具体的な担い手要件、経営安定対策の中身なども制度化をしていくわけでございまして、これが、軌道に乗せられていくと、先ほど申しあげたように、また、知事もおっしゃっておられるように、京都府の農業が持たないということは明白です。ですから、今までと違って、この際思い切ってやるというのが国の意向なわけですから、京都府としても今までと違う要求を国にさせていただきたい。今、転作対応等の中で京野菜等その他、かなり農業振興地域ががんばってやっておられることは承知しておりますが、その中に、国の施策の援助が入っていないわけではない。京都府もがんばっているが、入っている。国がこれは、今度はやらないと言うことになれば、全部府でやらないと行けないことになるわけですから、この点からも、国にしっかり要求をしていただきたい。

薬害C型肝炎 経済的理由で治療が遅れないよう公的支援を フィブリノゲン納入医療機関の「医療記録」保存状況を調べよ

【松尾】

次にC型肝炎の対策について伺います。C型肝炎患者は全国で200万人位といわれますが、多くの人が自覚症状がないため、治療を受けないでいると言われていています。そのまま放置すると、肝硬変から肝ガンに進み、死にも至ることが懸念されます。主な感染経路は輸血や予防接種、血液製剤などによるもの、つまり、医療行為による感染です。特に、アメリカでは1977年に承認取り消しとなっていた止血剤・フィブリノゲン製剤が、日本国内では10年1987年まで広く使い続けられ、多くの人が罹患したことは大問題です。C型肝炎も、薬害エイズ同様、国に責任がある薬害であり、早急な対処が強く求められています。

ご承知の通り昨年末、12月9日、厚生労働省がフィブリノゲン納入医療機関を公表しました。これは患者のみなさんが、薬害肝炎訴訟など国の責任を迫りくみの中で強く要求してきたものですが、遅きに失したとは言え、これを機にC型肝炎対策を積極的に進める必要があります。

そこでお尋ねします。第1に、納入医療機関が公表されて以来、2600件を超える問い合わせが府に殺到しているとのことですが、どう対応しているのか。市町村にはどう指導しているのかお答えください。「どこで検査を受けられるのか」など、ウイルス検査の問い合わせが多いとお聞きしますが、今、府内の保健所では血液検査は週1回、2時間程度の検査受付となっています。仕事をされている方への対応として、検査実施日の拡大、土曜日、日曜日の検査実施など検査体制の拡大が必要と思われませんが、お答えいただきたい。同時に、今はエイズなどと一緒に検査をする場合のみ検査費用が無料化されていますが、C型肝炎の検査だけの場合でも無料とすべきではありませんか。いかがでしょうか。

第2に、フィブリノゲン納入医療機関のカルテ開示問題です。厚労省の発表では、納入医療機関は全国6611機関、京都では168機関です。これと同時に発表されたアンケート調査結果の資料の中に、「1980年代以前のカルテの存在の有無」との項目がありますが、有りと回答した医療機関は、わずか5・8%、残りの医療機関には、カルテがないとなっています。しかし、厚労省の調査直後に、「薬害肝炎訴訟大阪弁護団」が行った、近畿、中国、四国の2府12県の当該医療機関へのアンケート調査の中間集約によれば、厚労省の調査では「カルテが無い」としていたところが、「マイクロフィルム化されたカルテがある」、「カルテはないが、手術記録、分娩記録などの記録が保管されている」と回答しています。昨年末までに回答のあった395医療機関の内、27・1%、107機関もあることが明らかになりました。厚労省が発表した数倍の医療機関に、フィブリノゲン投与を立証する記録が存在しているのです。京都でも、すでに保存期間を過ぎ、カルテを廃棄したとしていた医療機関に、手術記録が残っていたという事例も出ています。厚生労働省も平成15年9月の「診療情報等の提供に関する指針」で、「診療記録の開示を求められた場合には、原則としてこれに応じなければならない」とし、昨年10月の「フィブリノゲン製剤納入先公表に係る厚生労働省の考え方について」においても、同様の指導を行なっています。京都府として、厚労省に対し、カルテだけでなく、関連する「記録」についても、再調査し公表するよう求めるべきではありませんか。また、府としても、府立医大病院や与謝の海病院など府立病院はもちろん、国公立病院、民間医療機関がカルテ開示を積極的に行なうこと、また、保管期限の切れたカルテについてもすぐに破棄しないよう協力を求めるべきと考えますが、お答え下さい。

さらに、この間、C型肝炎治療は大きく前進し、専門的な治療を行えば、かなりの確率で治癒、あるいは、肝ガンへの進行を食い止めることができるようになってきています。しかし、保険給付が拡

大されてきているとはいえ、長期にわたる治療にかかる医療費は、患者の大きな負担となります。財政的な負担が原因で、治療が受けられないという事態は、何としても無くしなければなりません。C型肝炎の治療について、医原性疾病であること、及びその経過からして、医療費助成を国に強く要求して頂きたいと考えます。また、府としても独自の支援を行っていただきたいと考えますが、あわせてお答えください。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【保健福祉部長】 京都府におきましては、厚労省の医療機関公表と同時に報道資料の提供、ホームページの立ち上げなどにより府民への啓発に努める一方、保健所、本庁に相談窓口を設置し、これまで約2700件の相談に対応してきた。相談にあたっては、疾病情報や医療機関情報の提供、保健所での検査の受診勧奨等、相談者の立場に立った対応をはかってまいりました。

検査につきましては、従前から市町村に対しまして、老人保健事業の中での積極的対応について指導助言を行うと共に、京都府といたしましてもエイズ検査に合わせて無料で実施しているところがあります。今回の医療機関公表後、検査件数が急激に増加いたしましたけれども、ご希望のあった方すべてに対応してきており、今後もこの体制を継続してまいりたい。今後とも市町村と連携し、検査機会の確保に努めて参りたい。

一方、関係医療機関に対しましては、カルテをはじめとする各種の資料に基づき当時の状況を確認して対応することやカルテの開示や保存等について国からも要請されているところでもあります。京都府といたしましても、患者さんに対し可能な限り情報提供や相談に応じるよう要請を行うとともに、対応が不十分と患者さんから申し出のあった医療機関に対しましては、個別の案件ごとに必要な指導を行ってきているところでもあります。

また、府立の病院におきましては、現存するカルテにより調査を実施し、フィブリノゲン製剤の投与が判明した患者さんやご家族の方々に個別の連絡、ご説明をするなど、丁寧な対応をはかってきた。

C型肝炎の治療については、治療方法が確立された中、原因が不明で治療方法が確立していない疾病を対象とする特定疾患治療研究事業にはなじみにくいとされているところではありますが、近年、リハビリンとインターフェロンの併用療法など新たな治療法や治療期間の延長など、保険適用の範囲が順次拡大される中で患者負担の軽減が図られて来ているところでもあります。

なお、フィブリノゲン製剤投与により感染された方に対する医療費の公費負担につきましては、責任の所在を明らかにしながら、別個の問題として負担の問題を考えるべきと考えておりますが、昨年4月に血液製剤等による感染者の仲裁をはかるため、「生物由来製品による感染被害の仲裁制度」も創設されたところであり、国に対しC型肝炎患者に対する救済措置の充実について要請しているところでもあります。

【松尾】

C型肝炎の検査は、エイズと一緒に場合は無料だけれども、C型肝炎だけでは有料です。エイズと同じ薬害な訳ですから、当然無料にすべきだ。エイズと一緒にやれば良いではという声もありますが、C型肝炎検査だけをしてほしいという声も現にあるわけですから、そういう方向で改善していただきたいと要望しておきます。

公費負担の問題ですが、保険適用の拡大はしておりますが、申しましたとおり、エイズはエイズ訴訟以降抜本的な改善が行われた訳ですから、同じC型肝炎がなぜ対象にならないのかと言うのは、罹患された患者さんの切実な思いなので、これも拡充を強く要求していただきたい。